

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市危険空家安全対策支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	危険な空家に対し必要な安全対策を行うことで、管理不全な空家を防止・解消し、日常生活における市民の安全及び安心を確保するため、危険空家安全対策工事に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	危険空家の所有者、同意を得た行政区等
補助対象経費	危険空家の安全対策工事、飛散防止対策工事等
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>上限30万円</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p> <p>当面の安全確保に必要な最小限の安全対策も想定されるため。</p>
補助率等	<p>1/2（行政区又は生活困窮者は補助対象経費の4/5）</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p> <p>安全措置は所有者の義務であるが、安全確保のため個人の経済状況や地域での対応などを鑑みると、補助申請者を支援することが重要である。</p>
数値目標等	<p>B 数値化不可</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>算出不可</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p> <p>危険空家に対する必要最小限の安全対策措置であり数値化できない。</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	<p>令和6年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>空家対策の相談時に紹介していく。</p>
事業担当 (担当部署) (電話番号)	<p>生活環境課 環境対策係</p> <p>0259-63-3113</p>